

０８０１

一般社団法人日本原子力学会

編集委員会規程

平成29年6月16日 第1回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，組織規程（0103）第3条に規定された常置委員会のうち編集委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（所掌業務）

第２条　委員会は，次に掲げる業務をおこなう。

（１）定款細則（0000-01）（以下，「細則」という）第12条に規定された日本原子力学会誌（以下，「学会誌」という）の企画および編集ならびにこれらにかかわる方針の策定。

（２）細則第12条に規定されたJournal of Nuclear Science and Technology（以下，「英文論文誌」という）および日本原子力学会和文論文誌（以下，「和文論文誌」という）の投稿論文の審査および採否の決定，および両誌の編集方針の策定。

（３）その他委員会が刊行する刊行物に関し必要な業務。

（組織）

第３条　委員会は，次に掲げるメンバーをもって組織する。

（１）編集担当理事

（２）編集委員（以下，第1号と第2号をあわせて「委員」という）

（３）特別委員

２　委員会には，委員長1名，副委員長1名をおく。

（委員長）

第４条　委員長は，委員のうちから会長が指名する。

２　委員長は，会務を総括する。

３　委員長は，議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

（副委員長）

第５条　副委員長は，委員のうちから会長が指名する。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，その職務を代行する。

（編集委員）

第６条　編集委員は，原則として会員のうちから会長が委嘱する。

２　編集委員は，会務を処理する。

３　編集委員の任期は，3年とし，延長および再任をさまたげない。

（特別委員）

第７条　特別委員は，担当副会長のほか，理事若干名とし，会長が指名する。

２　特別委員は，委員会の議事に参加する。

（学会誌編集幹事会）

第８条　第２条（１）に記載の業務を円滑に遂行するため，学会誌編集幹事会を設置する。

２　学会誌編集幹事会は，委員長，副委員長および学会誌編集にかかわる委員（以下，あわせて「学会誌編集幹事」という）で組織する。委員長，副委員長以外の学会誌編集幹事は，委員長が指名する。

３　学会誌編集幹事会は，次に掲げる業務をおこなう。

（１）学会誌の各月号の企画および編集に関すること。

（２）編集委員候補の選出に関すること。

４　学会誌編集幹事会の会務を遂行するため，学会誌編集幹事会に学会誌編集長をおく。

５　学会誌編集長は，学会誌編集幹事のうちから，委員長が指名する。

６　学会誌編集幹事会は，委員長が招集する。

７　学会誌編集幹事会が必要と認めたときは，学会誌編集幹事以外の理事および会員，その他の者の学会誌編集幹事会への出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

８　理事が学会誌編集幹事の場合，この委員の代わりにほかの理事を学会誌編集幹事会に代理出席させることができる。

９　学会誌編集幹事会の運営等については，別に定める。

（論文誌編集幹事会）

第９条　第２条（２）に記載の業務を円滑に遂行するため，論文誌編集幹事会を設置する。

２　論文誌編集幹事会は，委員長，副委員長および論文誌編集にかかわる委員の若干名（以下，あわせて「論文誌編集幹事」という）で組織する。委員長，副委員長以外の論文誌編集幹事は，委員長が指名する。

３　論文誌編集幹事会は，次に掲げる業務をおこなう。

（１）英文論文誌および和文論文誌の各月号の企画および編集に関すること。

（２）英文論文誌および和文論文誌への投稿論文の審査に関すること。

（３）編集委員候補の選出に関すること。

４　論文誌編集幹事会の会務を遂行するため，論文誌編集幹事会に論文誌編集長をおく。

５　論文誌編集長は，論文誌編集幹事のうちから，委員長が指名する。

６　論文誌編集幹事会は，委員長が招集する。

７　論文誌編集幹事会が必要と認めたときは，論文誌編集幹事以外の理事および会員，その他の者の論文誌編集幹事会への出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

８　理事が論文誌編集幹事の場合，この委員の代わりにほかの理事を論文誌編集幹事会に代理出席させることができる。

９　論文誌編集幹事会の運営等については，別に定める。

（小委員会，WGおよびタスク）

第１０条　第２条に記載の業務を円滑に遂行するため，小委員会，WG，タスクを置くことができる。

２　小委員会，WGおよびタスクのメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

３　前項のほか小委員会，WGおよびタスクに関し必要な事項は委員会が定める。

（委員会全体会議）

第１１条　委員会全体で議決すべき事項が生じた場合，委員長の判断により委員会全体会議を開催することができる。

２　委員会全体会議は，委員長が招集する。

３　委員会全体会議は，委員総数の2分の1以上の出席により成立する。

４　委員会全体会議の議事は，委員の出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

５　緊急等の理由で委員会全体会議が開催困難，もしくは委員会全体会議が定足数に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議決することができる。

６　委員会が必要があると認めるときは，委員会全体会議に委員以外の理事および会員，その他の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

７　理事が委員の場合，この委員の代わりにほかの理事を委員会全体会議に代理出席させることができる。

８　委員会全体会議の議事録は，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，委員会の承認を得て保存しなければならない。

（理事会への報告）

第１２条　委員会の議決事項は，委員長，副委員長もしくは委員となっている理事が，理事会に報告するものとする。

（雑則）

第１３条　本規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（改定）

第１４条　本規程の改定は，編集委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成12年5月16日　第7回編集委員会起案，平成12年5月24日　第423回理事会承認，同日施行

２　改定履歴

　①平成12年5月24日 第423回理事会制定

　②平成13年1月24日 第429回理事会改定

　③平成14年2月26日 第440回理事会改定

　④平成17年7月28日 第475回理事会改定

　⑤平成18年5月25日 第480回理事会改定

　⑥平成20年5月27日 第494回理事会改定

　⑦平成22年3月17日　 第508回理事会改定

⑧平成23年5月31日　 第516回理事会改定

⑨平成29年3月27日　編集委員会メール審議起案，平成29年6月16日　第1回理事会承認

附則

１　平成29年6月16日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。